未来をこの街とともに

湖東信用金庫　ご利用の皆様へ

相続手続き代行サービスのご案内

1 遺産額の調査・必要資料の収集サービス

故人所有の不動産・預貯金・株式や債務の調査および評価額の確認を行います
また、戸籍をはじめ登記関係資料・金融財産資料など、今後必要となるあらゆる資料の収集を代行いたします

2 預貯金・株式の相続（払い戻し・名義変更）手続き代行サービス

各金融機関での故人名義の預貯金・株式の払い戻し・名義変更手続きを代行いたします

3 相続税申告 / 不動産の相続登記の代行

相続税の申告が必要な場合は税理士が代行いたします
法務局での相続登記（名義変更）申請は司法書士が代行いたします

4 相続に関する相談の無料受付

フリーダイヤルにお気軽にご連絡ください（湖東信用金庫ご利用の旨をお伝えください）

ご自宅への訪問も無料です

※2023 年における相続手続きサポートに関する受託件数
（2024 年 2 月 TPC マーケティング調べ）

NCPグループ

「NCP」とは New（ニュー） Consulting（コンサルティング） Partner（パートナー） の略です

フリーダイヤル 0120-905-245

受付時間　朝10：00 ～ 夜7：00（年末年始を除き年中無休）

行政書士法人NCP
司法書士法人NCP
税理士法人NCP
NCP社会保険労務士事務所
株式会社NCP相続センター

サービス料金一覧

必要書類の確認・収集／相続税要否の判定サポート

- 故人所有の不動産等の調査（相続評価額等の確認）
- 相続税の申告要否の簡易確認
- 各種手続に必要となる戸籍謄本等（改製原戸籍・除籍謄本）の収集・確認
- 相続関係説明図（家系図のようなもの）の作成

報酬 **39,000円～**（税込価格 **42,900円～**）

※故人の兄弟が法定相続人となる場合は報酬 63,000 円～（税込 69,300 円～）となります
※数次・代襲相続の場合、相続人・受遺者の人数等により、別途加算料金が発生します
※不動産が複数の市区町村にある場合には別途加算料金が発生します
※申告要否の簡易確認について、不動産以外の遺産（主に金融資産）については法定相続人から開示された資料に基づき計算します
※役所へ支払う手数料・郵送料等の実費は別途発生します

不動産の名義変更（相続・遺贈登記）

報酬 **65,000円～**（税込価格 **71,500円～**）

※別途で登録免許税（固定資産評価額の 0.4%または 2%）が発生します
※複数の物件がある場合、法務局への申請回数が複数回となる場合には別途加算料金が発生します
※不動産の価格が 1,000 万円を超える場合は別途加算料金が発生します
※田畑・山林については登記とは別途、農業委員会・市区町村に届け出る必要があります　その届出には、別途費用が発生します

預貯金・株式等の相続（払い戻し・名義変更）手続き

金融機関1か所 報酬 **50,000円～**（税込価格 **55,000円～**）

※合計残高 1,000 万円を超える場合は別途加算料金が発生します
※株式・投資信託等の金融商品の調査・相続につき、特別な手続が必要となる場合には別途加算料金が発生します

遺産分割協議書の作成

- 金融機関や法務局へ提出する書類です

報酬 **45,000円～**（税込価格 **49,500円～**）

※遺産の種類・数・金額・各相続人への個別発送等により加算報酬が発生する場合があります

相続税の申告

税理士報酬は遺産額や相続人数など事情により大きく変化します
具体的な費用等については、税理士が面談の上ご案内します（面談は無料です）

公正証書遺言作成サポート

報酬 **150,000円～**（税込価格 **165,000円～**）

※別途で公証人手数料および実費（書類代・郵送料など）が発生します
※受遺者が 3 名を超える場合や財産額が 5,000 万円を超える場合には別途加算料金が発生します

2026年7月1日現在

事務所概要

NCPグループ

司法書士・行政書士・税理士などの有資格者100名以上在籍しています。

ホームページ　http://www.ncp-law.com　Eメールアドレスinfo-hp@ncp-law.com

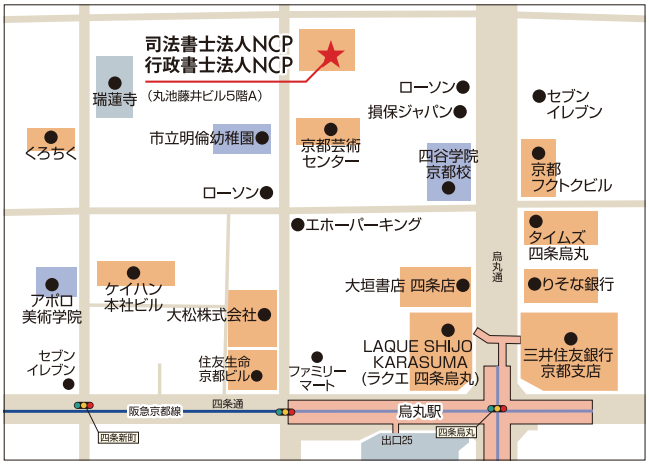

京都事務所

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町540
丸池藤井ビル5階A
阪急電鉄京都線烏丸駅から徒歩5分
地下鉄烏丸線四条駅から徒歩5分
TEL:075-254-8668　FAX:075-254-8669

大阪事務所

大阪市北区堂島2-3-5 JPR堂島ウエスト3階
四ツ橋線 西梅田駅から徒歩5分
東西線 北新地駅から徒歩5分
阪神電車 梅田駅から徒歩8分
京阪電車 渡辺橋駅から徒歩8分
JR大阪駅から徒歩10分
TEL：06-6881-1510　FAX：06-6881-1520

各拠点にご来訪いただく際には、事前のご予約をお願いいたします。

※専用の駐車場はございません。お近くのコインパーキングをご利用ください。

「ごあいさつ」

名義人死亡後の不動産、預貯金、相続税などの手続はやらなきゃいけない手続です。我々NCPでは、このやらなきゃいけない手続を安心の料金で丁寧に対応させていただくことでご遺族の負担を大幅に軽減いたします。

多くのご支持をいただき、我々NCPグループは年間(2025年)で18,264件もの相続手続きを受任させていただきました。この数字は、相続に携わる専門家の中では断トツの件数です。そのような多くの実績が評価され、週刊ダイヤモンドなどの雑誌の監修、東京都特別区(23区)職員への研修なども担当しております。

葬儀後の主な諸手続き

（半年ぐらいの間に完了しておくべき手続き）

専門家に相談すべき手続き

□ 不動産の名義変更（相続登記）	司法書士が代行　法務局で手続き 国の登記簿を変更して新しい権利証を取得
□ 相続税の申告	税理士が代行　10か月以内に税務署で手続き 遺産額が基礎控除額以内であれば申告不要
□ 相続放棄（借入が多いとき）	司法書士・弁護士に依頼 3か月以内に家庭裁判所で手続き
□ 抵当権の抹消（住宅ローンが消滅するとき）	司法書士が代行　保険により住宅ローンが消滅するときは、住宅についている担保（抵当権）を消す
□ 預貯金の解約、名義変更	各金融機関で手続き 行政書士など専門家でも代行可能
□ 株式・投資信託などの名義変更	証券会社や信託銀行などで手続き 行政書士など専門家でも代行可能
□ 遺産分割協議書の作成	行政書士・司法書士などに依頼

ご自身で対応できる手続き

□ 葬祭費の請求	市区町村役場で請求 国民健康保険から支給される（金額は市区町村により異なる）
□ 年金の諸手続き	年金事務所（旧社会保険事務所）での手続き 国民年金のみ加入していた方は市区町村役場でも手続き可能
□ 故人の確定申告	4か月以内に税務署で手続　基本的には毎年の確定申告と同じ 不要な方も多い
□ 保険金の請求	各保険会社へ連絡し、請求手続き
□ 自動車の名義変更	所轄の陸運局で手続　軽自動車は所轄の軽自動車検査協会で手続き ディーラーによる代行サービスもある
□ 公営住宅・賃貸住宅	管理者へ連絡し、変更手続き （法務局での手続きは不要）
□ 高額療養費の支給	該当する場合のみ請求　在職中であれば勤務先に確認 国民健康保険であれば市区町村役場で手続き
□ 公共料金の変更手続き	電気・ガス・水道・NTT・NHKなどに連絡

意外に大変　預貯金・株式の手続き

金融機関は死亡したことを知ると口座を凍結します

➡ 名義変更（払戻し）には、**故人の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍・原戸籍）が必要です。**

金融機関へ（平日昼間に）何度か足を運ぶ必要があります

➡ 金融機関窓口の混雑具合にも左右され、かなり骨の折れる作業です。

NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集から金融機関との交渉まですべて代行します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

故人の財産　3カ月以内にしっかりと調べましょう

資料を集めて遺産額を明確にします

➡ 路線価図の調査、評価証明書や残高証明書の取得、負債の調査など…
遺族で話し合う前提として遺産の調査・資料収集が必要となります。

家裁での相続放棄の期限は3カ月

➡ プラスの財産だけでなく**借入も立派な遺産です。**
引き継ぎたくないのであれば3カ月以内に家裁に申し出る必要があります。

NCPでは、各種証明書の取得代行、不動産の評価額の調査
預金口座・負債の調査など、遺産の調査をサポートします。

遺産分割協議書　後でトラブルにならないように

3年後…「俺は同意した記憶は無い！
お前が勝手にハンコ押したんだろ！」

このようなトラブルはよくあります。

遺産分割協議書は第三者（できれば専門家）に作成してもらいましょう。
後日のトラブルを防ぐだけでなく、関係機関に対してもしっかり使える内容に整えます。

NCPに依頼すると、ご遺族で話し合った内容を法律的な文言に置き換えて、
金融機関・法務局・税務署などで使用できるように協議書を作成します。

※書類への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

相続税の期限は10カ月　早めのご相談を

申告が必要なのに放置してしまうと

- ➡ 減額特例が使えなくなってしまい結果的に税額が大幅増になることもあります。
- ➡ 無申告加算税・延滞税・重加算税など最大で40%の加算となります。

長そうに見えてあっという間の10カ月

- ➡ 税申告のための準備期間を考慮すると本当に時間がありません。
- ➡ 期限間際で専門家（税理士）に依頼すると特急料金（加算報酬）が発生することもあります。

相続税を得意とする税理士（会計士）はごく一部

- ➡ 実績のある事務所に頼むのが一番です。

NCPでは、遺産の簡易査定をしたうえで相続税申告が必要かどうかを調査します。
申告が必要な場合には豊富な実績を基に強力にサポートします。

死亡した人名義の権利証は既に効力なし

そのままにしてしまうと……

売却、建て替え、賃貸などはできません。
2024年4月から相続登記は義務化されました。(2024年4月以前の相続にも適用)

名義変更（相続登記）をすることで新たに権利証が発行されます。

※不動産登記手続きの大半は司法書士が代行しています。

- ➡ ご自身で手続きする場合には、通常4回以上は法務局へ通い、図面や申請書などの専門書類も作成する必要があります。

NCPに依頼すると、ご自身で動く必要はありません。
戸籍収集 ～ 権利証の発行 まですべて代行します。

※遺産分割協議書への押印、印鑑証明書の取得等は相続人全員でおこなっていただく必要があります。

NCPに依頼するメリット

●相続についての相談が無料（土曜日曜でも対応）
電話による相談
0120-905-245

●面談による無料相談
ご自宅、もしくはNCPにて
※ご自宅への訪問も(交通費含めて)無料です。

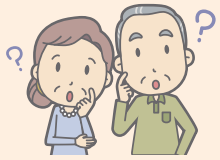

●安心の報酬体系
行政書士・税理士・司法書士など直接専門家がお手伝いします。
※「最低報酬額〇〇万円」という設定が無いので安心してご依頼ください。

●国内トップの実績
累計12万件超を受託。相続に関しては豊富なノウハウが蓄積されています。
専門家はどこも同じではありません。